「やまなし子ども条例」骨子

前文

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

現代社会は人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいます。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要です。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければなりません。

富士山、八ヶ岳、南アルプスなど雄大な山々の麓にある、四季折々の美しい景観や水と緑にあふれる豊かな自然の中で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

1 目的

この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、及び子どもの権利を実現するための基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とします。

2 定義

- (1) この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいいます。
- (2) この条例において「子ども支援」とは、次に掲げる支援をいいます。
- ① 子どもの育ちを支えるために行う子どもへの支援(以下「子どもへの支援」といいます。)
- ② 子どもの育ちを支える者への支援
- (3) この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であって子どもを現に監護するものをいいます。
- (4) この条例において「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事及び 家族の世話などを日常的に行っている子どもをいいます。
- (5) この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいいます。
- ① 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち大学を除くものをいう。以下同じ。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第16

- 4号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)その他これらに類する施設の関係者
- ② 前号に掲げるもののほか、子どもに対し、授業の終了後又は休日に適切な遊び又は 生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者
- (6) この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉施設、学校その他の子どもが育 ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 基本理念

- (1)子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめ、貧困等に悩み苦しむことなく、また、家事、家族の世話等を行うことにより学業、進学、就職等に支障が生じることなく安心して生きていくことができるよう、その権利が尊重されることを旨として行われなければなりません。
- (2) 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築すること、自らの考え又は意見を表明すること等により、主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければなりません。
- (3) 子どもへの支援は、子どもが相互に権利を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければなりません。
- (4) 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接する ことができるようになることを旨として行われなければなりません。
- (5)子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の 役割を果たすことにより重層的に行われるとともに、相互に連携協力して継続的に行 われなければなりません。

4 県の責務

- (1) 県は、前条に定める基本理念(第6条及び第13条において「基本理念」という。)にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとします。
- (2) 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を 反映するよう努めるものとします。この場合において、子どもの意見を聴くに当たっ ては、子どもが意見を直接述べることができる方法を用いるよう留意するものとしま す。

5 保護者の役割

保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために 必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図 るよう努めるものとします。

6 学校関係者等の役割

学校関係者等は、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとともに、

基本理念にのっとり、子どもへの支援を行うものとします。

7 事業者の役割

事業者は、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるように するため必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

8 県民の役割

県民は、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的 かつ自主的な取組を行うよう努めるものとします。

9 市町村等との連携協力

- (1) 県は、子ども支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、 市町村が行う子ども支援のための施策に協力するものとします。
- (2) 県は、子ども支援に関するその活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律 第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間団体と連携協力す るものとします。

10 社会参加の促進

県は、他の子ども等との交流の機会の提供、子どもの社会参加を促進するための仕組 みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとします。

11 相談体制の充実

- (1) 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる体制の 充実を図り、問題の解決に取り組みます。
- (2) 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講じます。

12 相談機関の周知等

- (1) 県は、子どもに関する相談に応じる機関及び子ども支援のための施策について、子ども、保護者等に対し、適切な方法により周知します。
- (2) 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講じます。

13 人権教育の充実

県は、子どもの権利を含む人権教育の充実に努めます。

14 保護者に対する支援

- (1) 県は、保護者に対し、その相談に応じるほか、子育てに関する不安の緩和又は解消のため、市町村、民間団体等による保護者が相互の交流を行う場を提供する事業への支援その他の必要な措置を講じます。
- (2) 県は、家庭教育を支援するため、保護者に対する情報や学習の機会の提供その他の

必要な措置を講じます。

15 学校関係者等に対する支援

- (1) 県は、学校関係者等に対し、その相談に応ずるほか、研修の実施その他の必要な措置を講じます。
- (2) 前項の措置を講ずるに当たっては、乳幼児期の子どもの育ちを支える学校関係者等への支援が重要であることに鑑み、当該学校関係者等に特に配慮します。

16 関係機関への支援

県は、関係機関に対し、不当な差別、虐待、体罰、いじめ、貧困等に関する問題解決のための取組への必要な支援その他の必要な措置を講じます。

17 意見表明や参加の促進

- (1) 県は、子どもが育ち学ぶ施設又は社会の一員として自分の考え又は意見を表明し、 又は参加する機会又は仕組みを設けるよう努めます。
- (2) 県は、子どもが利用する施設の設置若しくは運営に関する事項又は子どもに関する 事項を検討する場合等は、子どもが考え又は意見を自由に表明したり、参加したりす ることができるよう必要な支援に努めます。
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者及び県民は、子どもが育ち学ぶ施設の運営、地域での活動等について考え又は意見を表明し、又は参加することができるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援するものとします。
- (4) 県などは、子どもの意見表明及び社会への参加を促進するため、子どもの考え及び意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

18 子どもの居場所

県は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、又は生活することができる場の整備や そのような場づくりの促進に努めます。

19 情報の提供

県及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や社会への参加の促進等を図るため、県の子ども施策、育ち学ぶ施設の取組等について、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

20 環境の保護等

- (1) 県は、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、 子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。
- (2) 県は、災害から子どもを守るため、災害を未然に防ぐとともに、災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、子どもが自助を行い、また共助における役割を果たす力を付けることができるよう支援します。

2.1 支援

- (1) 県、市町村、関係機関、民間団体等(以下「ヤングケアラー支援者」という。) は、ヤングケアラーと思われる子どもを発見したとき又はヤングケアラーと思われる 子どもを発見した者から通告を受けたときは、必要に応じ近隣住民、学校関係者等そ の他の者の協力を得つつ、当該子どもの保護者との面会その他の当該子どもの生活状 況の確認を行うものとします。
- (2) ヤングケアラー支援者は、前項の規定に基づく支援により当該子どもへの支援が必要と認めたときは、当該子ども、その保護者及び家族に対し必要な支援を提供するものとします。
- (3) 当該子どもの保護者及び家族は、ヤングケアラー支援者から、第1項の支援又は前項の支援の提供への協力を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとします。

22 ヤングケアラーの支援に関する推進計画

- (1) 県は、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。) を策定します。
- (2) 推進計画は、次に掲げる事項について定めます。
- ① ヤングケアラーの支援に関する基本方針
- ② ヤングケアラーの支援に関する具体的施策
- ③ 前2号に掲げるもののほか、ヤングケアラーの支援に関する施策を推進するために 必要な事項
- (3) 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

23 山梨県子ども支援委員会

- (1)子どもに対する権利侵害に関する事項について調査審議するため、山梨県子ども支援委員会(以下この章において「委員会」という。)を設置します。
- (2) 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の 諮問に応じて子どもに対する権利侵害に関する事項を調査審議します。
- (3) 委員会は、委員5人以内で組織します。
- (4)委員は、学識経験者のうちから知事が任命します。
- (5) 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (6) 委員会に特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができます。
- (7) この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

24 権利侵害の救済

(1) 何人も、子どもに対し、不当な差別、いじめ、体罰、虐待その他の権利を侵害する

行為(以下この条において「権利侵害」という。)をしてはなりません。

- (2) 権利侵害を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもの保護者は、委員会に対し、その救済を申し出ることができます。
- (3)委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければなりません。
- (4) 前項の場合を除くほか、委員会は、権利侵害があると認められるときは、その事案 について調査審議することができます。
- (5) 委員会は、前2項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができます。
- (6) 委員会は、第3項又は第4項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議 した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項に ついて勧告することができます。
- ① 権利侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。
- ② 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。
- (7) 知事又は教育委員会は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければなりません。

25 推進体制と公表

- (1) 県は、子ども支援のための施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、 民間団体をはじめ関係者と連携します。
- (2) 知事は、毎年、県が講じた子ども支援のための施策の実施状況等の概要を公表します。

26 補則

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めます。

27 施行期日

- (1) この条例は、公布の日から施行します。ただし、23及び24の規定は、公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。
- (2) 知事は、条例の施行後、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。